



now
農林漁業信用基金 広報誌【基金now】



SDGs推進とESG投資の観点から注目される林業・木材産業

独立行政法人農林漁業信用基金 総括理事 佐伯 知広

特集 政策担当者に聞く 農林水産省から

農林水産省経営局金融調整課長 宮田 龍栄

林野庁林政部企画課長 上杉 和貴

水産庁漁政部水産経営課長 永田 祥久

農林水産省経営局保険監理官 宮本 亮

水産庁漁政部漁業保険管理官 原口 大志

地域の農林漁業だより

香川県農業信用基金協会

石川県農林水産部森林管理課長 山名 佑樹

全国漁業信用基金協会 佐賀支所

宮城県農業共済組合

政策の窓

改正基本法に基づく、初の食料・農業・農村基本計画の策定について

農林水産省大臣官房政策課企画係長 伊藤 宏泰

信用基金の動き等

信用基金の動き、人事異動、編集後記、裏表紙

SDGs 推進と ESG 投資の観点から注目される 林業・木材産業

01 — 独立行政法人農林漁業信用基金 総括理事 佐伯 知広

特集 政策担当者に聞く 農林水産省から

02-03 — 農林水産省経営局金融調整課長 宮田 龍栄

04-05 — 林野庁林政部企画課長 上杉 和貴

06-07 — 水産庁漁政部水産経営課長 永田 祥久

08-09 — 農林水産省経営局保険監理官 宮本 亮

10-11 — 水産庁漁政部漁業保険管理官 原口 大志

地域の農林漁業だより

— 農業信用基金協会だより

12-13 — 香川県農業信用基金協会

— 林業・木材産業だより

14-15 — 石川県農林水産部森林管理課長 山名 佑樹

— 漁業信用基金協会だより

16-17 — 全国漁業信用基金協会 佐賀支所

— 農業共済組合だより

18-19 — 宮城県農業共済組合

政策の窓

20-23 — 改正基本法に基づく、初の食料・農業・農村基本計画の
策定について

農林水産省大臣官房政策課企画係長 伊藤 宏泰

信用基金の動き等

24 — 信用基金の動き、人事異動、編集後記、裏表紙



SDGs推進とESG投資の観点から 注目される林業・木材産業

独立行政法人農林漁業信用基金

総括理事 佐伯 知広



木々が芽吹いて色鮮やかになる今日この頃、改めて我が国が緑に覆われた森林国であることを実感できる季節となりました。

我が国の国土面積の約7割を占める森林は、水源涵養や山地災害の防止など、私たちの暮らしと安全を守る欠くことのできない役割を果たしています。また、森林から産出される森林資源は再生産可能な資源であり、林業・木材産業によって生産される木製品による炭素固定、木質バイオマスエネルギー利用等を通じて、地球温暖化の防止や脱炭素社会の構築に貢献します。

最近では、地球環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景に持続可能な開発目標（SDGs）に対する注目が高まっている中で、これら森林の果たす役割や木材等の森林資源の利用によって、気候変動や生物多様性、防災・減災など、SDGsが掲げる様々な目標への貢献が期待されています。

一方、SDGs推進に当たっては、多くの企業、融資機関等がESGの課題に対応した経営や投資によって、その達成に貢献する機運が高まっています。特にESGのE（環境）の要素に関連する項目は、SDGsの気候変動などの環境問題に関する目標と共通しており、ESG投資が求められている企業、融資機関等にとって、SDGsの目標への貢献が期待できる林業・木材産業は、Eの課題解決につながる魅力ある投資先となる産業分野と言えるのではないのでしょうか。

農林漁業信用基金では、このように、SDGs推進やESG投資の観点からも注目される林業・木材産業について金融面から下支える「林業信用保証」の制度を運用し

ています。しかしながら、林業信用保証の認知度は、林業・木材産業事業者へのアンケート調査によると4割程度と低く、制度の特徴やメリットなどを知ってもらうため、当信用基金のホームページの充実、関係団体の機関誌等への広告掲載、地方公共団体との意見交換など、様々な普及活動を行っています。

特に令和6年度は、希望する各融資機関に対して林業信用保証の内容を説明し、意見交換などを行う「勉強会」に力を入れて取り組んだところです。勉強会では、林業信用保証の制度の概要や、保証審査の流れと書類記入のポイントなどのほか、SDGs推進やESG投資の観点からも林業・木材産業への融資は注目していただきたいことをお伝えし、令和6年度内で38回実施しました。

このほか、勉強会の場などを通じ、制度や手続で改善すべき点も認識され、令和6年8月からは融資機関が保証引受の可否の感度を簡易に相談できよう事前相談制度を見直したほか、連帯保証人の取扱いについて、無保証人とする適用要件の緩和見直しを令和7年4月から実施することとしました。

今後とも、林業・木材産業事業者、融資機関等の皆様が一層利用しやすくなるよう、制度・手続きの改善に努めてまいります。

その上で、林業・木材産業が、SDGs推進やESG投資の機運の高まりに対応して環境保全等にも貢献するとともに、融資機関等の御理解の下、林業信用保証付き融資が進み、林業・木材産業の発展の一助となるよう取り組んでまいります。

令和7年度の 農業金融について

政策担当者に聞く

農林水産省経営局金融調整課長

宮田 龍栄



平素より農政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

はじめに、昨年夏の豪雨被害や本年1月からの大雪被害等の自然災害により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

都道府県農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金の皆様をはじめ、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様におかれましては、農業経営に必要な資金供給の円滑化に向けて御尽力いただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。また、厳しい農業経営の資金繰りに関し、政府の要請も踏まえて、円滑な資金供給や償還猶予等の条件変更に柔軟に応じていただいております金融機関の皆様に改めて篤く御礼申し上げます。

(我が国金融をめぐる)

我が国の金融をめぐることは、改めて申し上げるまでもなく、人口減少による市場縮小や厳しい運用環境などの中で難しい舵取りが迫られる状況が続いています。また、先月には、米国による相互関税が発動され、今後、国内産業の広範囲に影響が及ぶ可能性があるため、政府としても官民金融機関に対して、影響を受ける事業者の資金繰り等の相談に丁寧に応じるよう要請しているところです。

このような難しい状況の中ではありますが、各金融機関の皆様におかれましては、引き続き、顧客ニーズに応えつつ経営基盤を強化し、時代の変化に即したビジネスモデルの構築、経営の持続性の確保に不断に努めてい

ただくことを期待いたしております。

(農業金融について①: 金融機関における取組)

各地域の農業の維持・活性化に向けては、農協系統をはじめ地域の金融機関において、経営相談・経営診断などを通じて取引先の農業者のニーズを細かに汲み取り、必要な資金を適切に供給していただくことが重要です。また、金融機関の強さである豊富なネットワークや情報を活かし、農業と食品産業等の農業関連産業の良好な関係の構築に取り組んでいただくなど地域農業のポテンシャルを引き出す取組を展開していただき、そのことが金融機関の収益向上にもつながっていくことを期待いたします。

農業融資をめぐる状況を見ますと、農協系統金融機関の新規農業融資額は近年増加傾向にあります。令和5年度の新規農業融資額（長期資金）は4,017億円であり、平成27年度と比べて1.5倍の規模です。また、農協系統以外の民間金融機関における令和5年度の農林業向け新規融資（設備資金）は749億円であり、地方銀行等におかれても積極的に農業経営を後押ししていただいている事例が多々あるものと認識しています。

農業融資が円滑に行われるためには、農業信用保証保険制度がその役割を十分に発揮することが必要です。我が国の農業経営・農業生産、ひいては国民への食料の安定供給を、いわば縁の下の力持ちとして支えているのが農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様であると考えております。

（農業金融について②：農業金融に関する施策）

農業融資に関する施策としては、上記の農業信用保証保険制度等の各種関連制度を適切に運用するよう努めつつ、制度資金に関する利子助成や保証料助成を実施する等の予算事業を措置しています。今年度も必要な事業を展開し、農業者の経営を金融面からサポートしてまいります。

また、民間金融機関の活動を補完する役割を担うのが、政策金融機関たる日本政策金融公庫と沖縄振興開発金融公庫です。飼料価格をはじめ生産資材価格の高騰の長期化により農業経営が大きな影響を受けている中、農林漁業セーフティネット資金等の円滑な供給を通じて農業経営の下支え機能が発揮されていると考えています。今後も、民間金融機関と公庫が連携・協調し、農業者に必要な資金や経営ノウハウが適切に提供されることを期待しています。

農林水産省においては、平成11年の「食料・農業・農村基本法」の制定から四半世紀が経過する中で、制定時には想定していなかった、又は想定を超えた食料安全保障に関わる情勢の変化や課題に、我が国は直面していることから、政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行いました。そして、基本理念や基本的な施策の方向性を見直し、再整理した「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」が昨年6月に施行されました。

この改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとする、新たな食料・農業・農村基本計画が本年4月に閣議決定されました。農業金融施策についても、新たな基本計画に沿ったものとなるよう着実に推進してまいります。

また、昨年9月に立ち上げた「農林中金の投融資・資産運用に関する有識者検証会」において議論いただき、本年1月にとりまとめられた検証会報告書においては、当省及び農協系統金融機関に対し、制度資金のあり方の検討を行い農協系統の農業向け貸出を促進すべきと提言を受けました。近代

化資金を含め制度資金のあり方について、検証会の報告書を踏まえ、見直しを進めてまいります。

（信用基金の新たな中期目標について）

信用基金においては、令和5年度より始まった第5期中期目標の実現に向け取り組んでいるところです。中期目標とは、独立行政法人制度に基づくものであり、信用基金などの独立行政法人に対して主務大臣（信用基金については農林水産大臣及び財務大臣）が今後5年間にわたって取り組むべき事項をお示しするものです。独立行政法人は、中期目標をベースに自ら5年間の計画（中期計画）を作成し、実行します。

信用基金にお示しした第5期中期目標においては、農業信用保証保険制度の運営に関する理念・方向性をお示しし、その下で、信用基金に自らの創意工夫に基づく取組を進めていただくこととしています。

目標達成のための指標についても、アウトプット指標よりも、可能な限りアウトカムに着目した定量的な指標を設定しています。

信用基金では、令和6年度の具体的な取組として、①スマート農業の実装案件に係る審査能力の向上、法人化・大規模化した農業者に対する保証引受けの増大のための取組みの推進、②適切な保険料率の設定に向け、基金協会との議論等を行い、農業者の経営財務状況に応じた段階別保険料率を設定、③適切な求償権の管理・回収の取組の促進に向けた求償権償却ガイドラインを作成し基金協会へ配布などの取組みを行っております。引き続き関係各位の御協力をお願いする次第です。

（おわりに）

農林水産省として、今後とも、農業経営・農業生産を支え、食料の安定供給を確保していく上で、農業金融が適切に展開されるよう、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様をはじめ関係各位と意思疎通を図りながら、施策を検討し、構築・展開してまいります。

本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度 林業金融等施策について

政策担当者に聞く

林野庁林政部企画課長

上杉 和貴



1 はじめに

日頃より（独）農林漁業信用基金の林業信用保証業務の運営並びに森林・林業・木材産業施策の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

岩手県大船渡市の林野火災によりお亡くなりになられた方々に、心からお悔やみを申し上げるとともに、林野火災の被害に遭われた全ての方々にお見舞いを申し上げます。

林野庁としても、火災前の豊かな森林への回復に向けた支援など全力で取り組んでまいります。

また、昨年、1月1日に発生した令和6年能登半島地震、9月20日からの大雨を

はじめ、大きな自然災害が全国各地で発生しました。現在も避難生活を余儀なくされている方が多くいらっしゃいます。

先般、令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けて「奥能登地区山地災害復旧対策室」を設置し、国直轄による災害復旧事業等に当たっているところであり、被災地の一日も早い復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいります。

また、気候変動に伴い災害が激甚化・頻発化しており、防災・減災、国土強靱化のための森林整備・治山対策が、これまで以上に重要になっています。

2 森林・林業の現状と課題

戦後我が国で造成されてきた人工林の約6割が50年生を超え、高齢級化が進み毎年の吸収量が減少する一方、木材としての利用期を迎えており、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を確立し、2050年ネット・ゼロの実現に貢献していくことが必要です。

森林資源の循環利用は、山村地域における経済の活性化に寄与するとともに、伐採した木材を木造建築物・木材製品として利用することで、まちの中でも炭素を貯蔵していくこととなります。

このため、林野庁では、路網の整備や再造林の低コスト化、木材加工流通施設の整備等による生産基盤の強化、JAS材やCLTを用いた建築実証等による木材の需要拡大、技能検定制度の活用等による担い手の育成・確保など、川上から川下までの総合的な取組を進めてまいります。

併せて、国民の4割以上が罹患しているといわれる花粉症への対応については、発生源となるスギ林の伐採・植替えや需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大などの取組を進めてまいります。

また、森林資源の循環利用を進めていくためには、市町村や都道府県、地域の関係者と、受け手となる林業経営体の連携を強化し、迅速に集積・集約化を図る必要がありますが、新たな仕組みを創設するため、今般、森林経営管理法の改正案を国会に提出しました。

3 | 林業金融・税制

令和7年度の林野庁予算においては、2050年ネット・ゼロの実現に向け、森林の循環利用を促進する観点から、川上から川下までの森林・林業・木材産業施策を総合的に推進するための対策を措置しており、林業・木材産業金融対策においても、意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化に向け支援することとしています。（図1）

具体的には、林業経営改善計画などの認定を受けた林業経営者の皆様が、（株）日本政策金融公庫から資金を借り入れる場合や、豪雨・地震などの自然災害で被災した林業経営者の皆様が復旧に必要な資金を借り入れる場合等には、林業施設整備等利子助成事業により最長10年間、実質無利子で借り入れることが可能です。申請を検討されている方は、全国木材協同組合連合会（<https://www.zenmokukyo.jp/>）にご相談ください。

また、林業信用保証事業として、重大な

なお、4月には改正クリーンウッド法が施行されますが、違法伐採対策を強化するため、クリーンウッド・ナビでの情報提供や説明会等により制度周知を徹底するとともに、事業者負担軽減のためのシステムの運用を開始し、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することとしています。

災害からの復旧に取り組む林業者・木材産業者等の皆様が、（独）農林漁業信用基金の債務保証を利用して融資機関から資金を借り入れる際、保証料を最大5年間免除するために必要な経費等の支援を行います。

詳細については（独）農林漁業信用基金にお問い合わせください。

（<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>）

なお、林業者等が（独）農林漁業信用基金の保証を受けるために、不動産担保に係る抵当権の設定登記を行う場合、登録免許税が課せられます。通常0.4%の税率のところ軽減措置として0.2%が令和10年3月末まで適用されますので、ご承知願います。

（図2）

最後になりますが、継続的な事業経営に取り組んでおられる皆様のご努力に心から敬意を表するとともに、引き続き森林・林業・木材産業施策を推進してまいりたいと思います。

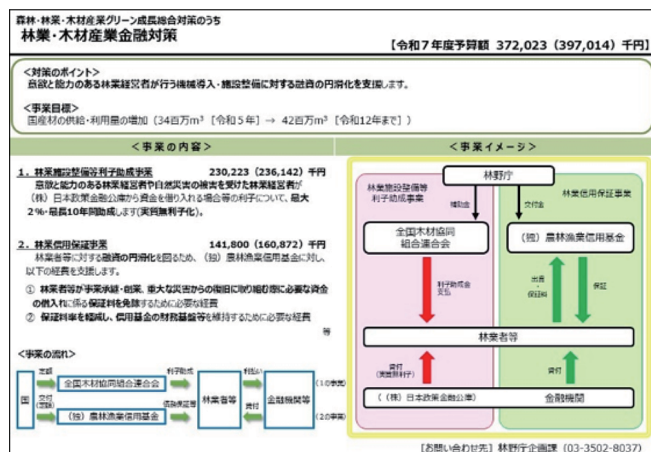


図1

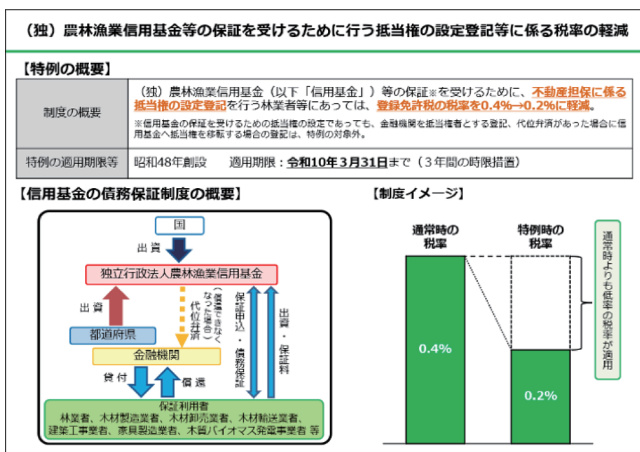


図2

令和7年度の 水産金融施策について

政策担当者に聞く

水産庁漁政部水産経営課長

永田 祥久



「基金 now」をご覧の皆様におかれましては、日頃より、漁業信用保証保険制度の運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

まずはじめに、令和7年2月26日に発生

しました岩手県大船渡市の林野火災により、亡くなられた方に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様、また、ご家族・関係者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

1 | 我が国水産業の情勢について

昨今の我が国水産業を取り巻く環境は、主要魚種のサンマ、スルメイカ、サケは不漁が続いている一方で、ブリが北海道でも獲れるようになってきているなど、海洋環境の変化を背景とする事象が顕著にあらわれています。また、ウクライナ情勢に起因する燃油・餌料価格の高騰やALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等に加えて、近年被害が大型化する低気圧・台風災害や昨年元日に発生した能登半島地震などの自然災害による影響など、持続的かつ安定的な漁業経営を行っていくことが厳しい状況となっております。

そのような中、我が国水産業の発展に向けて、水産資源管理の着実な実施、漁船漁業及び養殖業の成長産業化に向けた漁法・魚種の複合化・転換やスマート水産業等の推進、「海業」の振興等による漁村の活性

化などの各種水産施策を進めているところです。特にスマート水産業については、与党から出された提言も踏まえ、取組を進めており、海業の推進については、「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」が令和5年5月26日に公布され、昨年10月1日には水産庁内に海業を推進する体制を構築し、海業を強力に展開していくための環境を整備したところです。また、昨年12月に開催されたJF全国代表者集会において石破総理からも、漁業が若い人にも支持される魅力ある産業とするためにはスマート水産業が重要であり、また収入を増やしていく取組としては海業の発展が重要であることを趣旨とするメッセージが寄せられ、改めてそれらの重要性が再認識されております。

2 保証の推進と期中管理の強化について

このような水産施策を進めるにあたっては、漁業者等の安定的な漁業経営を支えていくことが不可欠であり、それに必要な資金を円滑に融通させることを目的とする漁業信用保証保険制度は、益々重要な役割を担っていくことになります。

この漁業信用保証保険制度を将来にわたって維持していくためには、「保証の推進」と「期中管理の強化」を図っていくことが重要となります。漁業信用基金協会では、それらを実現していくための組織体制の強化として、これまで全国協会の合併を行ってきましたが、現在さらにその強化に向けた組織再編の議論が行われていると聞いております。

また、農林漁業信用基金では、令和5年度から始まった第5期中期計画において、「保険引受残高2,000億円の確保」が1つの指標となりました。この指標が達成され

るよう、水産業の情勢を踏まえた資金ニーズを的確に把握し、取り組みやすくなった経営改善制度など、後述する各種水産金融施策を活用しながら、金融機関、漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金が連携した保証の推進を行っていく必要があります。

さらに、保証の引き受けに加え、事故率低減に向けた期中管理の強化を積極的に行っていくとともに、適切な求償権の管理・回収についても、着実に進めていただきたいと思います。

引き続き、農林漁業信用基金におかれましては第5期中期目標の達成に向けて取組を実施していただくことをお願いいたします。

水産庁においても、漁業者等に必要な資金が円滑に融通されるよう、関係予算の確保に努めていく所存です。

3 令和7年度の水産金融施策

水産庁における令和7年度の主な金融支援策を紹介いたします。

経営改善漁業者、自然災害の被災漁業者、物価高騰の影響を受けた者等に対し、利子助成、無担保・無保証人及び保証料助成の金融支援を講じています。

(1) 漁業者保証円滑化対策事業

令和7年度予算額：206百万円

①求償権償却経費助成事業（無担保・無保証人）保証枠：109億円

主な対象者：経営改善漁業者、被災漁業者、物価高騰の影響を受けた者等

②保証料助成事業

保証枠：26億円

主な対象者：経営改善漁業者、被災漁業者、物価高騰の影響を受けた者等

（※予算額には①②の他に過年度事業の保証

引受に係る助成額を含む。）

(2) 漁業者等緊急保証対策事業

令和7年度予算額：218百万円

（無担保・無保証人及び保証料助成）

保証枠24億円

主な対象者：原子力災害の影響を受けた者

(3) 漁業経営基盤強化金融支援事業

令和7年度予算額：264百万円

（利子助成）融資枠：55億円

主な対象者：経営改善漁業者、被災漁業者、物価高騰の影響を受けた者等

(4) 水産関係資金無利子化事業

令和7年度予算額：409百万円

（利子助成）融資枠：122億円

主な対象者：原子力災害の影響を受けた者

令和6年の 農業災害と災害予防に向けた 取組について

政策担当者に聞く

農林水産省経営局保険監理官

宮本 亮



1 | 概況

令和6年の農業災害を振り返りますと、元日に能登半島地震が発生し、農業用ハウス、農業機械等に被害が生じたほか、復旧半ばの9月の能登半島豪雨により収穫期の水稲や園芸施設に被害が生じました。

また、7～9月は令和5年に続き、猛暑となった一方で、地域によっては豪雨となり、さらに台風10号の影響などにより、全国的にさまざまな品目で収量減や品質低下

などの被害が発生しました。

こうした被害を受け、被災地の農業共済組合では、農林水産省と情報共有しつつ、損害評価員の協力を得ながら迅速、適正な損害評価を行い、共済金の早期支払に努めるとともに、収入保険の加入者には無利子のつなぎ融資で経営継続を後押ししてきました。

2 | 作物別の被害状況

○水稲、小麦

令和6年産の水稲の全国の作況指数は「101」で、平年並みとなりました。全国的には総じて天候に恵まれたものの、7～9月の豪雨では山形県や秋田県を中心に、

冠水などの水害が発生しました。小麦については、播種期や収穫期の降雨の影響で、根腐れ等の土壌湿潤害や登熟不良が全国的に発生しました。

○果樹、畑作物

うめについては、和歌山県や福井県、奈良県で、暖冬の影響により開花が前倒しとなり、雌しべがない「不完全花」による結実不良が発生しました。

また、かんきつ類、かき、なしなど多く

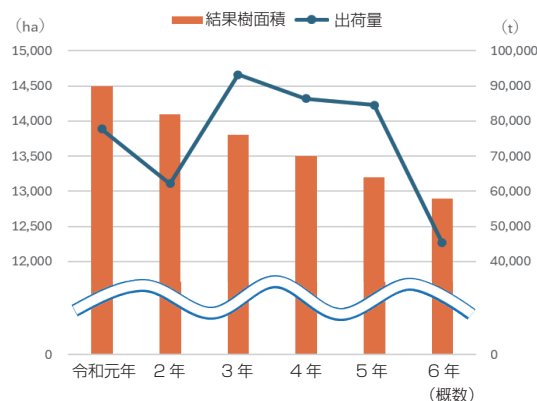
の品目で、果樹カメムシ類が主に西日本で多発し、早期落果や出荷規格外となる果実



うめ 不完全花

【不完全花】
雌しべが無い状態
開花前の高温により不完全花が多発した。

うめの結果樹面積及び出荷量（作物統計調査より）



が多くなりました。

畑作物については、水田で栽培される大豆、そばなどを中心に土壌湿潤害が全国的

○園芸施設

2～3月に長野県や岐阜県で雪害が発生したほか、8月に九州に上陸した台風10号では、その影響で発生した線状降水帯によ

に発生し、小粒化や規格外品が増加するなどの影響をもたらしました。

り、宮崎県できゅうり等の園芸施設が倒壊するなどの大規模な風水害をもたらし、また、静岡県では土砂崩れにより、いちごのビニールハウスが倒壊するなどしました。

3 | 災害予防に向けた取組と農業保険による対応

自然災害による農業被害については、令和7年に入ってから、北海道、青森県、福島県、愛媛県などで、大雪による園芸施設の倒壊、果樹の枝折れが発生するなど、気を抜けない状況が続いています。

筆者はこれまで、園芸作物や施設整備の担当として、長く自然災害時の営農再開支援に携わってきましたが、年来、農業に大きな被害を及ぼしてきた台風や大雪に加え、近年は夏季の高温による品質低下や、病虫害の発生傾向の変化、線状降水帯をはじめとした局所的な災害など、地球温暖化の影響とみられる自然災害が多発する傾向が顕著となっていると感じています。具体的には、上記によるもののほか、例えば、令和5年に一部地域で多発した水稻の白未熟粒、増加傾向にある斑点米カメムシ類による水稻の不稔被害、令和5年、6年とも多く見られたかんきつ類、かき等の日焼け果などが挙げられます。

対策としては、水稻をはじめ、大豆、小麦等の水田作では高温耐性品種への転換、畝間冠水等の栽培管理、暗渠整備等の排水対策、果樹では灌水設備や多目的ネットの設置、農業用ハウスの補強・更新など、必要に応じて国や県の補助事業も活用しながら



うんしゅうみかん 日焼け果

ら、基本的技術を励行し、被害を抑えることが重要です。

令和6年における果樹や水稻のカメムシ類の被害要因と対策については、農林水産省のHPに掲載されていますので参考にして下さい。

○カメムシ類の防除

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/kamemusi.html>

また、近年、周囲で大きな自然災害が発生していないからといって油断をせず、災害リスクへの備えとして農業保険への加入も欠かせません。あわせて、災害発生時の損害を最小限にとどめる農業版BCP（事業継続計画）を作成しておくことも大事ですので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。



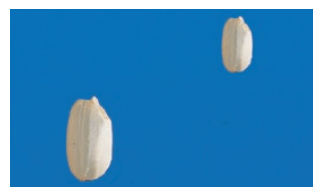
うるち米 整粒



うるち米 腹白未熟粒



玄米 整粒



玄米 腹白未熟粒

※出典：「検査用語の解説」（農林水産省）(https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kensa/kome/k_kikaku/k_kaisetsu/)

令和7年度における 漁業共済制度の運営について

政策担当者に聞く

水産庁漁政部漁業保険管理官

原口 大志



1 はじめに

本誌読者の皆様はじめ関係者の皆様には、日頃から漁業共済制度の運営に多大なご理解とご協力を頂きまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。漁業共済制度は関係者の皆様のご支援、ご協力のおかげで、昨年令和6年に昭和39年の創設から60周年の節目の年を迎えることができました。昨今の海洋環境の変化に加え、大規模な赤潮や台風など自然災害が頻発している我が国漁業を取り巻く厳しい状況において、自然災害等による損失を補填し漁業経営の安定を図ることを目的とした漁業共済制度がますます重要となっております。漁業共済へ

の加入は高水準を維持しており、令和6年3月末における加入率は生産金額ベースで78%（図1）となっているところです。今後とも漁業共済制度が漁業者の万一の備えとなるよう尽力してまいります。

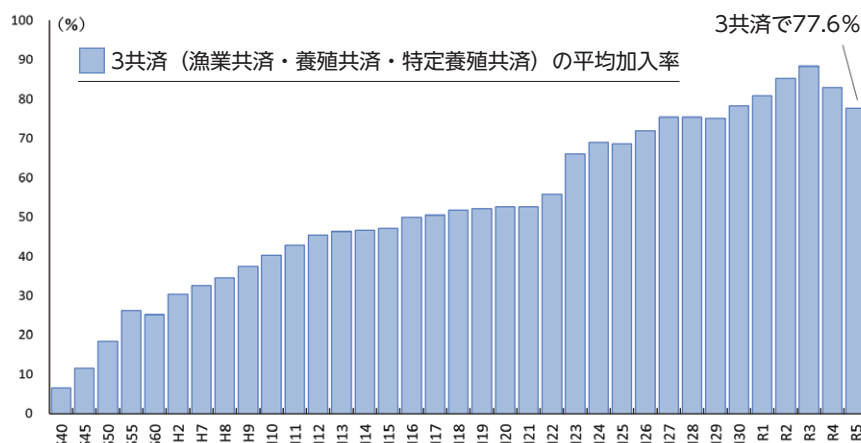


図1：3共済の加入率の推移（生産金額ベース）

2 漁業共済制度と農林漁業信用基金の漁業災害補償業務

漁業共済においては、各県の漁業共済組合が地域の漁業者から共済契約を引き受けることにより地域における危険分散を行うと同時に、全国団体である全国漁業共済組合連合会（漁済連）が各漁業共済組合との間で再共済契約をすることで全国的な危険分散を図っています。さらに、異常災害など巨額の損失に対応するため、漁業共済保険事業として、国が漁済連との間で保険契約を引き受ける仕組みとなっており、漁済連から国に支払われる

毎年の保険料は、特別会計（食料安定供給特別会計における漁業共済保険勘定）において経理されています。

また農林漁業信用基金では、漁業収入が減少した漁業者への共済金の円滑な支払を維持するため、各漁業共済組合及び漁済連に対して、共済金及び再共済金の支払財源となる資金の貸付を行う漁業災害補償関係業務を実施しております。漁業災害補償関係業務は、いわば漁業共済制度全体のセー

フティネットとして重要な役割を果たしていることとなります。

国による漁業共済保険事業では、近年のサケ、サンマ、スルメイカ等の不漁に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により共済金の支払いが増加した結果、平成30年度から赤字収支が続いています。そのような状況から、令和2年度より国からの保険金支払いに代えて、先述の農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務による漁済連への貸付が発生しているところです。共済金の支払いは令和4年度以降減少傾向

にありますが、令和6年度においては252億円（図2）となり、令和6年度の農林漁業信用基金から漁済連への貸付額は68億円となりました。このように農林漁業信用基金では、漁業者への共済金の支払いが滞ることのないよう、漁業災害補償関係業務により漁済連に対し貸付けを行う等漁業共済制度の円滑な運営にご尽力いただいております。

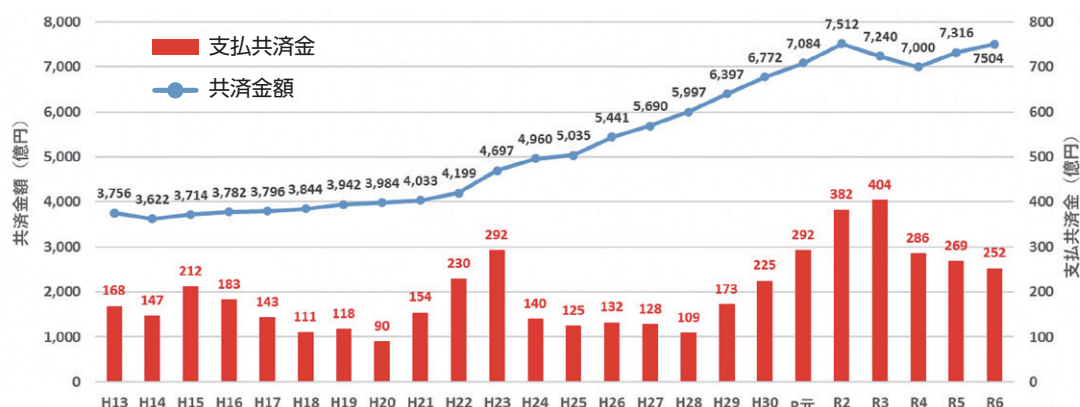


図2：漁業共済の共済金額と支払共済金の推移

3 漁業共済制度をめぐる状況について

今次第217回国会において、「漁業災害補償法の一部を改正する法律」が成立しました。漁業災害補償法は、本改正が9回目の改正となり、これまでその時々ニーズに合わせて漁業共済を改善してまいりました。今回の主な改正内容としては、①漁業種類ごとに共済契約を締結する現行の方式に加え、2つ以上の漁業種類を一括して対象とする契約を締結することができる方式の創設、②共済の対象となっていない漁業種類であっても、共済の対象となっている

他の漁業種類と併せて副業的に営まれるものについては、共済の対象とする特約の追加、③養殖共済において、契約全体での損害状況に応じて支払う現行の方式に加えて、網いけす等の養殖施設ごとの損害状況に応じた共済金を支払う特約の追加があります。いずれも漁業者の契約方式の選択枝が広がるものと考えており、改正を通じてこれまで以上に漁業経営に寄り添った漁業共済制度となるよう引き続き制度の着実な実施に努めてまいります。

4 おわりに

現行の水産基本計画（令和4年3月25日策定）においては、漁業共済制度について、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしており、今後、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等

を通じて、事業収支の改善を図りつつ、持続的かつ安定的な制度運営を確保することとされています。今後とも漁業共済制度が全国の漁業経営のセーフティネットとなるよう努めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

香川県農業信用基金協会



1 香川県の紹介

香川県は四国の北東部に位置し、南側は讃岐山脈を挟んで徳島県と接しており、北側は瀬戸内海に面していて、瀬戸大橋で岡山県と繋がっています。

総面積は全国で一番小さい都道府県ですが、人口密度が高く、加えて平地面積割合も高いことなどから交通網が発達し、県内何処に行くにしても、当協会事務所から概ね1時間以内に移動することができます。

古くは讃岐の国として栄え、平安時代には弘法大師空海を輩出したほか、大河ドラマ「べらぼう」に登場する平賀源内も当地の出身です。

「このたび香川県は、うどん県に改名致します」と全国CMを流すほど、讃岐うどんは全国的に有名ですが、江戸初期の回遊式大名庭園である特別名勝「栗林公園」や、海上交通の守り神として信仰されている「金刀比羅宮(通称こんぴらさん)」、最近では、日本のウユニ塩湖として注目を集める絶景スポット「父母ヶ浜」や、「高屋神社の天空の鳥居」などの観光地も数多くあります。

特に今年は「瀬戸内国際芸術祭2025」が、オリーブで有名な「小豆島」やアートの島「直島」など瀬戸内の島々を舞台に開催されます。3年毎に開催される現代アートの祭典で、今回が6回目。約100日間の会期は、春・夏・秋の3シーズンに分かれていて、季節ごとに瀬戸内の魅力が体験できます。

瀬戸内国際芸術祭の作品



草間彌生「赤かぼちゃ」2006年 直島・宮浦港緑地
©YAYOI KUSAMA 画像転載不可
写真／青木 大輔



特別名勝「栗林公園」

2 香川県の農業について

当県は瀬戸内海式気候に属し、全国の主要産地にはボリュームでは劣りますが、太陽のめぐみを活かしてクオリティとバラエティが特徴といえる農業が営まれています。

まず、米麦ですが、県オリジナル品種の「おいでまい」は夏場高温多湿となる気候に合わせて開発されたお米です。また、

「さぬきの夢2023」は讃岐うどんに適した素材として開発された小麦です。

野菜では、こだわりの県産野菜22品目を「さぬき讃ベジタブル」とPRしており、レタス(ブランド名：らりるれレタス)やアスパラガス(同：さぬきのめざめ)などが有名です。

果物も、果皮が紅色の「小原紅早生」^{お ば ら べ に わ せ}などの柑橘類や、イチゴ（同：さぬきひめ）、キウイフルーツ（同：さぬきゴールド・さぬきキウイッコ）などが高糖度・高品質の「さぬき讚フルーツ」として出荷されています。

中でもオリーブの生産は日本で、「香オリ3号」・「香オリ5号」は、日本で初めて品種登録されました。

花きは、松盆栽が全国8割以上のシェアを占めているほか、マーガレット、カーネーション、ラナンキュラスなどの花きを

「さぬき讚フラワー」としてPRしています。また、生け花に情熱を燃やす高校生が集う「全国高校生花いけバトル」を、毎年当県で開催し、花文化の振興に貢献しています。

畜産も盛んで、令和5年の鶏卵生産量は全国12位、四国の鶏卵の約67%を生産しているほか、オリーブ採油後の果実を乾燥させた飼料を給与したオリーブ畜産物（オリーブ牛、オリーブ豚、オリーブ夢豚、オリーブ地鶏）のブランド化にも取り組んでいます。



生産量日本一のオリーブ



温州ミカン小原紅早生



さぬき讚フラワー
マーガレット



江戸時代から伝わる松盆栽

3 香川県農業信用基金協会の概要

当協会は理事8名(うち常勤1名)、監事3名、職員10名(うち出向者1名)で、総務課と業務課の2課体制で業務を行っています。

職員の平均年齢は37歳です。



4 香川県農業信用基金協会の活動

当県は単一JA県ですので、JA香川県・JA香川信連等と緊密に連携しつつ、保証業務に取り組んでいます。農業融資では信連が農業者に対して保証料助成を実施していますし、住宅ローンについても信連がJAに対し助成を行っていますので、ここ数年JAの融資残高は大幅に伸長しています。

こうした中、当協会の保証残高も順調に

増加し、令和5年度に初めて保証実残高が1千億円に到達しました。

令和7年2月には、全国版の保証審査システムが導入されましたが、引き続き保証審査業務の効率化、迅速化に取り組み、農業者・組合員等の利用者や、JA等融資機関から信頼され、利用される基金協会であるべく精進してまいります。

地震・豪雨後の石川県における森林の現状及び県産材利用に向けた取組

石川県農林水産部森林管理課長 山名 佑樹



1 はじめに

地震と豪雨に見舞われた令和6年が過ぎ、新年度が本格的にスタートしています。現場対応の要となる奥能登農林総合事務所（輪島市）森林部には、発災以降、全国から長期・短期の職員派遣をいただいております。現在は北海道・宮城・秋田・福島・和歌山・愛媛・高知の道県庁から即戦力をいただき業務

を進めています。他にも、市町の林務部に派遣されている方もいます。能登の復旧・復興のため、継続的にお力をいただき、県行政関係者の一人として深く感謝申し上げます。現在の森林・木材関係の状況や当県の取組を報告します。

2 石川県における森林の概況

森林面積は約29万ha（全国31位）、森林面積率は68%（同22位）、また、人口約110万人から県民1人当たりの森林面積は0.26ha/人（全国平均：0.20ha/人）となります。このうち、人工林は約10万ha（全国37位）であり、全国の中では中間の立ち位置と捉えています。

人工林面積は能登：加賀＝7：3となっています。能登では、奥能登を中心に県木「アテ」が造林されており、製材品名である「能登ヒバ」は、防腐・抗菌作用があるヒノキチオールを含有し、シロアリへの強い耐性、高い耐久性から住宅土台用に、また、ほのかに黄味を帯びた美しい白色や光沢、芳香から、

柱や内装材にも使われています。令和5年には、日本森林学会から、アテの林業景観や苗木生産の技術体系などの「アテ林業」が林業遺産に認定されるなど、震災前から注目されており、今後も更なる生産・幅広い用途への利用が期待されます。

地震後に策定した石川県創造的復興プランでは「能登ヒバ等県産材の生産拡大と利用促進」を掲げています。石川県成長戦略（2023-2032）の「県産材の生産・利用拡大による林業の発展と木材産業の体制強化」と合わせ、復興元年の本年において、施策を着実に実行し復興の一助に繋げていく考えです。

3 県産材（いしかわの木）の生産状況

森林・林業・木材産業関係者の指針として県が策定した、いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2021では、森林資源の循環利用を実現し、林業と木材産業の発展に向けた好循環を生み出すことを目的とし、2030年度の県産材供給量を30万m³とする目標を定めています。一方、林業の収益力低迷や担い手不足等もあり、ビジョン策定以降も実績は15万m³弱で推移し、人工林の年間成長量約120万m³や県内需要量約30万m³に対し供給量が低位という課題があります。加えて、昨年度は、地震・豪雨に

よる森林・林道の被害や林業関係者の道路啓開への従事もあり、奥能登（輪島市・珠洲市・穴水町・能登町）からの県産材供給量は滞ったものの、中能登以南はほぼ前年度同となっており、県全体では12.6万m³と前年度（13.9万m³）の約9割を維持しました。

被災した製材工場等は、県で把握する約60者のうち、約8割で一部再開も含めた経営再開の動きがあります。県では、木材加工施設や機械等の復旧を支援する林野庁の林業・木材産業循環成長対策交付金を活用

し、国5割・県2割・市町2割の9割を補助しています。また、事業者の申請に当たっては、職員が個別訪問して復旧計画の

相談にのるなど伴走支援し、申請件数も上がってきています。林業のなりわい再建に向けて尽力してまいります。

4 県産材利用拡大のための施策

復興プランでは「木造建築物への県産材の活用」も掲げています。県ではこれまでも、石川県内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針により、部局横断で公共建築物の木造化や県産材利用を推進し、

(1) 石川県立図書館(県産材323m³)、
(2) いしかわ動物愛護センター「しっぽのかぞく」(同471m³)、(3) 県森林公園木育施設「もりのひみつきち」(同408m³)などの整備が進んでおり、年平均実績は550m³前後となっています。

また、いしかわ森林環境税(個人500円/年)を活用し、一定量以上の県産材使用等の要件を満たす住宅等への助成(いしかわの森で作る住宅推進事業)、県産材利用率5割以上などの要件を満たす民間施設への助成(いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業)、さらには住宅・施設・製品における県産材利用の模範例を知事が直接表彰する、いしかわの木づかい表彰等により、需要喚起を図っています。特に、住宅等への助成は今年度拡充し、地震や豪雨で被災された方を対象に、住宅再建に合わせて県産材を一層使っていただけるように、助成単価をこれまでの2倍にする(最大補助額:50万円→100万円)とともに、助成対象とする県産材使用量の下限を「5m³以上」から「3m³以上」に緩和する、特例を措置したところです。使用量の下限緩和については、夫婦のみ世帯や単身世帯の需要が見込まれる平屋など、比較的小さな住宅におけ

る県産材利用も見込み設定しています。

このほか、地震後の取組として、今後の復興需要期における県産材ニーズを捕捉していくため、需要側の規格・在庫・納期等のニーズ(使いたい)を供給側(使ってほしい)に橋渡しする石川県産材調達支援ワンストップ窓口をWEB上に開設しています。掲載QRコードが問合せ様式にリンクしており、ご利用・周知いただければ有難いです。

石川県産材調達支援ワンストップ窓口



このような中、県産材需要が期待される動きもあります。県土木部では住宅再建の具体的なイメージを持ってもらうため、「いしかわ型復興住宅モデルプラン集」をとりまとめています。「いしかわ型復興住宅」は『地域とつながる新たな能登暮らし』をテーマに5要件(①コミュニティ、②景観、③地域特性、④住宅の基本性能、⑤コスト)に配慮した住宅となっています。このうち③には「県産材の積極的な活用」を位置づけています。県内住宅メーカー等から、单身・夫婦向けとファミリー向けの55プランが提案され、「能登杉トラスの住宅」など、県産材を前面に出したものもあります。森林管理課としても、住宅再建を県産材需要の契機とすべく、プラン集と住宅等への助成の特例措置との組合せなど、広く周知・活用を促したいと考えています。

5 おわりに

最終稿を書く今、輪島市にあった最後の避難所の閉鎖の記事を目にしました。また、のと里山海道では、道路改良のためと思われる周辺斜面の木々の伐採・整地箇所を目にするなど、奥能登に向かう度に変わる景色・現場を感じます。年度はじめ、奥能登農林総合事

務所森林部では、着任間もない新しい派遣職員と当県(地元)職員の活気のある打合せ声が執務室に響いていました。活力をもらうとともに、気が引き締まる思いです。引き続き復興への歩みを進めてまいります。

全国漁業信用基金協会

佐賀支所



1 佐賀県の紹介

佐賀県は、九州の北西部に位置し、東は福岡県、西は長崎県に接しており、美しい海岸線や多くの温泉地が点在しています。古代からの歴史を持つ土地で、県内各地で遺跡が発掘されています。なかでも吉野ヶ里遺跡は、国の特別史跡に指定されている大規模な遺跡で、公園化された園内には弥生時代の集落跡が復元されています。また、有田焼や伊万里焼、唐津焼といった伝統的な陶磁器の名産地でもあり、その美しさと技術の高さで食器としてだけでなく芸術品としても国内外で愛されています。



有田焼 ※写真提供元：佐賀県観光連盟

美味しい食べ物も魅力の一つです。呼子のイカや佐賀海苔、佐賀牛、ご当地グルメのシシリアンライス、小城羊羹など名物が盛りだくさん。ぜひ、佐賀の特産品を堪能してみてください。



呼子のイカ活造り ※写真提供元：佐賀県観光連盟

唐津くんちは、毎年11月2日から4日に唐津市で開催される秋祭りです。見所は、巨大な鯛や獅子、龍をかたどった14台の曳山（山車）で、豪華絢爛な漆の技法で作られています。夜には提灯の明かりが美しく浮かび上がり、昼は「エンヤ、エンヤ」というかけ声とともに町を巡行します。



唐津くんち ※写真提供元：佐賀県観光連盟

佐賀インターナショナルバルーンフェスタは、1985年より毎年10月末から11月初旬に佐賀市で開催されているアジア最大級の熱気球競技大会です。日本国内外から多くのバルーンリストが集まり、美しい熱気球が空に浮かび上がる光景が楽しめます。



※写真提供元：佐賀バルーンフェスタ組織委員会

2 佐賀県の水産業

佐賀県は、北に玄海、南に有明海という特性の異なる2つの海を有しています。玄海は、対馬暖流の影響を受ける外海漁場と

唐津湾や伊万里湾等の内湾漁場とがあり、多種多様な魚介類が生息する好漁場となっています。そこでは、基幹漁業のイカ釣り

をはじめ、タイやブリ等の釣り、定置網、アカムツ延縄、海士漁、また魚類やカキ、アカウニ、クルマエビ、真珠の養殖等、様々な漁業が営まれています。玄海の水産物は、「唐津ん魚」と呼ばれ、小規模で丁寧な漁法が盛んなため、鮮度と品質が非常に高いのが特徴です。県では、こだわりをもって唐津ん魚を取り扱っている県内の店を「唐津ん魚こだわりの店」に認定しています。玄海にお越しの際は、この認定店を利用されてみてはいかがでしょうか。

有明海は、潮の干満差が最大 6m にも及ぶため潮流が速く、また筑後川等多くの河川が流入していることから栄養豊富で典型的な内湾性の好漁場となっています。そこ

では、基幹漁業のノリ養殖をはじめ、刺網や貝類養殖、アンコウ網といった伝統漁業等が営まれています。当県の養殖海苔は、支柱式養殖によって海水の栄養と太陽の光をたっぷりと吸収できるため、旨味が強く口どけ抜群です。なかでも、厳しい基準をクリアした「有明海一番」は、生産割合が 1 万枚に 3 枚程度と言われており、自信を持ってお勧めできる逸品です。

また、竹崎ガニと呼ばれるガザミや瞳が青いハート型のムツゴロウ、エイリアンにそっくりなワラスボ等、特色ある有明海の水産物「まえうみもん」は、佐賀県水産会館 1 階にある JF 佐賀有明海直売所「まえうみ」で好評販売中です。



唐津ん魚 ※写真提供元：佐賀県



有明海ノリ養殖漁場
※写真提供元：佐賀県有明海漁協



有明海のムツゴロウ
※写真提供元：NHK クリエイティブライブラリー

3 佐賀支所の概要 (令和 6 年 9 月 30 日現在)

- | | |
|---|-----------------------|
| ●住 所：佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外 821-4 (佐賀県水産会館 2 階) | ●会 員 数：24 会員 |
| ●電 話 番 号：0952-23-7823 | ●出 資 総 額：625,050 千円 |
| ●代 表：理事 川 寄 和正 | ●保 証 残 高：7,359,596 千円 |
| | ●役 職 員 数：5 名 |

4 佐賀支所の取組

玄海では、水温の上昇が深刻な影響を及ぼし、藻場の磯焼けやイカ釣りの不漁等が続いています。また有明海でもノリ養殖が少雨とプランクトンの異常発生による栄養不足に見舞われ、生産枚数の大幅な減少が生じており、令和 4 年度に 19 年連続生産日本一の座を明け渡して以降、不作が続いています。こうした中、佐賀支所では令和

4 年度にノリ養殖の大不作を受けて創設された佐賀県漁業被害対策特別資金の保証料率を引き下げて漁業者支援を行いました。今後とも県市町や漁協、九州信漁連と連携し、これらの事象に適切に対応するとともに、迅速な保証提供を行うなどして保証機関としての役割を果たしてまいります。

宮城県農業共済組合



1 宮城県の紹介

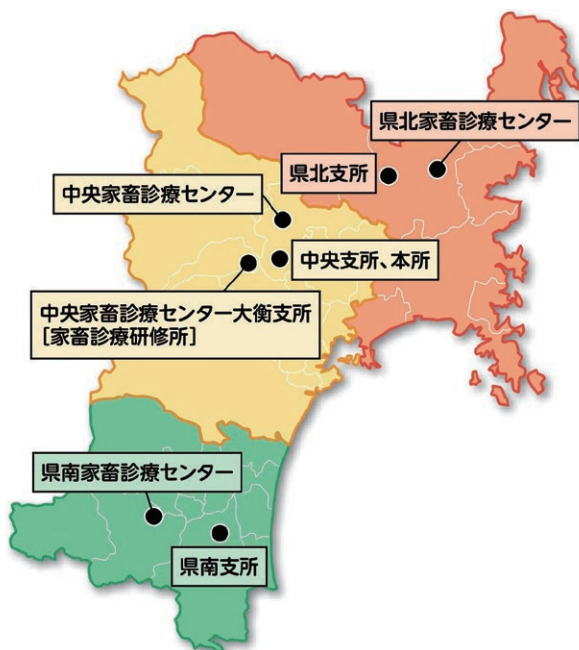
宮城県は、東北地方の東南部に位置しています。東は太平洋に面し豊かな漁場で、全国屈指の水揚げ量を誇るうえ、特産のフカヒレやカキなどの水産物に恵まれています。また、日本三景の一つ松島をはじめ、風光明媚な観光地があります。西には蔵王、船形、栗駒などの山々が連なり、太平洋沿岸部から奥羽山脈の麓にかけて広大な平野が広がり、稲作中心の農業が盛んで、米どころとして有名です。

気候は、同じ県内でも東西で異なり、東部は太平洋からの海風の影響を受けやすく、夏季は涼しく冬季は極端に寒くならず降雪

も少なく、年間を通じて穏やかな気候となっています。一方西部は、山々の影響により冬季は降雪の多い気候となっています。

宮城県は、東京から東北新幹線で約 100 分、日本の主要都市とも国内線のエアラインがあり、また仙台空港からの国際線のほか成田空港や関西国際空港経由でのアクセスがよいのも特徴です。

東北三大祭りの1つとされる「仙台七夕まつり」や「光のページェント」などの祭り、「瑞巖寺^{すいがんじ}」や「青葉城跡」などの名所、「鳴子温泉郷^{とがった}」をはじめ「作並温泉」や「遠刈田温泉」などの温泉地、そして「牛タン」や「はらこめし」や「せり鍋」といった豊富なグルメがあり、国内外から観光客が多く訪れます。



仙台七夕まつり

2 宮城県の農業

宮城県は海・山・大地に育まれた豊かな食材に恵まれています。広大な平野部では稲作が盛んに行われており、「みやぎ米」のブランド力強化に向け、主力の「ひとめぼれ」や「ササニシキ」に加え、「だて正夢」や玄

米食向け品種「金のいぶき」の生産拡大に取り組んでいます。また、大豆の生産も盛んで、収穫量は北海道に次いで全国 2 位となっています。

畜産業では、肉用牛が全国上位の飼養頭

数であり、肉質等級が最高ランクの5等級のみという厳しい基準を持つブランド牛である「仙台牛」のさらなる銘柄推進を図っています。

野菜では、露地栽培では地域の気候風土を活かした「仙台白菜」や「仙台曲がりねぎ」などの伝統野菜や、地理的表示保護制度

(GI)に登録されている「河北せり」「仙台せり」などの産地強化が図られています。また、施設園芸では「いちご」「きゅうり」「トマト」「パプリカ」の生産が盛んであり、アグリテック導入による農業生産の効率化と高度化を推進しております。

3 宮城県農業共済組合の概要

- 本所所在地：宮城県大崎市三本木字大豆坂 24-3 4F
- 本所電話番号：0229-87-8281（代表）
- 理事：16名
- 監事：3名
- 職員数：306名
（内 獣医師数：45人）
※嘱託職員・契約職員を含む
（令和7年4月1日現在）



NOSAI 宮城本所

4 宮城県農業共済組合の活動

当組合は平成27年に県内8つの農業共済組合と連合会が1つとなり発足しました。現在では支所統合を経て、本所と3支所、3家畜診療センター及び家畜診療研修所体制で運営しております。

新型コロナウイルスによる影響が減少し、日常が戻りつつあることから、景気の回復が期待されておりましたが、世界各地の紛争の影響で、農業をめぐる情勢は、肥料や飼料等の生産資材とあらゆるものの価格が高騰し、農業経営にも多大な影響を及ぼしているところです。

近年の常態化している異常気象について、NOSAIでは農業者が安心して営農を継続していけるようサポートを続けてまいります。

農業共済に加え、収入保険では自然災害

のみならず、さまざまなリスクによる収入減少の補てんやつなぎ融資により、農業経営を支えることが可能となっています。収入保険については、関係機関の協力をいただきながら全ての農業者に制度の周知を図るとともに普及に努めています。

本組合が全ての農業者に対してセーフティネットを提供し、将来にわたって安定的に事業を継続し得るよう、新たな改善計画を策定し、実行に努めており、一層の合理化・効率化を図っています。

今後もNOSAIでは、農業者の皆さまへ足を運び、一人一人の理解を得ながら「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の強化に向けて、農業共済と収入保険の普及推進に役職員一丸となり取り組んでまいります。

改正基本法に基づく、 初の食料・農業・農村基本計画の 策定について

農林水産省大臣官房政策課企画係長

伊藤 宏泰



1. はじめに

令和7年4月11日に、新たな食料・農業・農村基本計画（以下「新たな基本計画」という。）が閣議決定されました。これは、昨年改正された食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）に基づく、初めての基本計画となります。

本稿においては、新たな基本計画策定に係る経過、新たな基本計画のポイントについて御紹介いたします。

2. 新たな基本計画策定に係る経過

今般の新たな基本計画は、従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証・評価、今後20年程度を見据えた課題の整理を行い改正した基本法に基づくものです。（基本法の改正に至る経緯や、改正基本法の内容については、基金now vol.11-vol.15を参照ください。）

その策定に当たっては、令和6年8月29日に、農林水産大臣から「食料・農業・農村政策審議会」に諮問されました。以降、同審議会企画部会において、計12回にわたり審議が行われました。また、幅広く御意見を伺うため、令和7年2月には、全国11か所で地方意見交換会を実施するとともに、ウェブサイト等で国民の皆様からの御意見・御要望を募集しました。これらを踏まえて、新たな基本計画案が、同年3月27日に同審議会会長から農林水産大臣に答申されました。（資料1）

また、第217回国会（通常会）においても、衆議院農林水産委員会において6時間、参議院農林水産委員会で4時間の審議が行われ、3月25日にはそれぞれの委員会において決議がなされました。（資料2）

こうした議論を積み重ね、4月11日に閣議決定されました。

資料1 食料・農業・農村政策審議会における審議経過

令和6年	
8月29日	○ 第1回（第46回本審議会、第108回企画部会 合同会議） 諮問、我が国の食料安全保障をめぐる情勢、今後の審議の進め方
10月2日	○ 第2回（第110回企画部会） 国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム
10月16日	○ 第3回（第111回企画部会） 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、農村の振興
11月6日	○ 第4回（第112回企画部会） 我が国の食料供給（農地、人、技術）
11月20日	○ 第5回（第113回企画部会） 我が国の食料供給（品目、動植物防疫）
12月4日	○ 第6回（第114回企画部会） 我が国の食料供給（生産資材の供給、輸入の安定化）、輸出の促進（海外からの収益の拡大）、国際戦略、分野横断的事項（国民理解の醸成、団体間の相互連携等、DXの推進）
12月18日	○ 第7回（第115回企画部会） これまでの議論を踏まえた検討の視点の整理
令和7年	
1月22日	○ 第8回（第116回企画部会） 食料・農業・農村基本計画（案）
2月5日	○ 第9回（第117回企画部会） 食料・農業・農村基本計画（案）
2月7日 ～2月21日	○ ウェブサイト等による意見募集
2月17日 ～2月21日	○ 地方意見交換会 （全国11ブロック：北海道（札幌）、北海道（帯広）、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄）
3月14日	○ 第10回（第118回企画部会） 食料・農業・農村基本計画（案）
3月21日	○ 第11回（第119回企画部会） 食料・農業・農村基本計画（案）
3月27日	○ 第12回（第47回本審議会、第120回企画部会 合同会議） 答申

資料2 第217回国会（通常会）における審議経過

令和7年	
3月19日	○ 衆議院 農林水産委員会 農林水産関係の基本施策に関する件 ・ 質疑（3時間）
3月24日	○ 参議院 農林水産委員会 農林水産に関する調査（食料・農業・農村基本計画に関する件） ・ 質疑（3時間10分）
3月25日	○ 衆議院 農林水産委員会 農林水産関係の基本施策に関する件 ・ 質疑（3時間） ・ 決議（新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に関する件） ○ 参議院 農林水産委員会 農林水産に関する調査（食料・農業・農村基本計画に関する件） ・ 質疑（50分） ・ 決議（新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に関する決議）
4月11日	○ 国会報告
4月15日	○ 参議院 農林水産委員会 農林水産に関する調査（食料・農業・農村基本計画に関する件） ・ 説明聴取 ・ 質疑（3時間）
4月16日	○ 衆議院 農林水産委員会 農林水産関係の基本施策に関する件 ・ 説明聴取 ・ 質疑（4時間）

3. 新たな基本計画のポイント

新たな基本計画は、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化等の中にあっても、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、その計画期間を5年間としています。

また、これまでの「食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」や「食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」等に加え、改正基本法に基づき、新たに「食料安全保障の動向に関する事項」（法第17条第2項第2号）、「食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標」（法第17条第2項第3号）を位置付けています。

上記目標については、毎年その達成状況を調査・公表（法第17条第7項）することとし、あわせて、施策の有効性を示すKPIを設定し、計画期間中にも検証をしっかりと行うことを通じて、PDCAサイクルによる施策の不断の見直しを行うこととしています。

具体的な施策については以下のとおりです。（資料3）

① 我が国の食料供給

我が国においては、農地が現在の人口1.2億人分の需要全体を賄うために必要な面積の1/3程度しかなく、更に農業者の急速な減少や高齢化が見込まれます。そうした中でも、農地、人や生産資材等の資源を確保し、それらと、農業生産基盤の整備・保全、先端技術の開発・普及とが効率的に組み合わせられた農業構造へ転換して生産性を向上させることにより、食料自給力を確保します。また、生産性向上と付加価値向上を通じ、農業経営の収益力を高め、農業者の所得向上を図ることにより、農業の持続的発展を図ります。くわえて、食料の安定的な輸入の確保、備蓄の確保を図ります。

具体的には、まず、水田政策について、令和9年度から根本的に見直すこととし、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換することを位置付けました。くわえて、コメ輸出の更なる拡大に向けて、低コストで生産できる

輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進します。

また、規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手、農地・水を確保するとともに、地域計画に基づき担い手への農地の集積・集約化を推進します。

さらに、サステナブルな農業構造を実現するため、親元就農や雇用就農の促進により、担い手を確保します。

生産コストの低減を図るため、農地の大区画化、情報通信環境の整備、スマート農業技術・DXの推進や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集・合理化等を推進します。

くわえて、生産資材の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用の拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子の自給、国産飼料への転換を推進します。

② 輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）

国内の人口減少に伴う食料需要の減少が見込まれる中、国内への食料供給に加え、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の輸出の促進等により海外から稼ぐ力を強化することで、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保します。

具体的には、輸出拡大等により、海外から稼ぐ力を強化するため、マーケットイン・マーケットメイクの観点からの新たな輸出先の開拓、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進します。

また、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮を図ります。

③ 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

国民一人一人の食料安全保障を確保するには、国として食料の総量を確保するだけでなく、食料を生産・加工し、消費者まで送り届ける必要があり、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携した「持続的な食料システム」を構築します。また、物理的アクセスや経済的アクセスの問題に対応し

た平時からの食品アクセスに加え、食料供給が不足するなどの不測時の食品アクセスを確保します。

具体的には、食料システムの関係者の連携を通じた、食品等の持続的な供給のための取組の促進等による食品産業の持続的発展を図るとともに、コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成を推進します。

食品アクセスの確保に関しては、ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を行います。

④ 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

食料システムを持続可能なものとするために、食料供給の各段階において環境に与える負の側面にも着目し、環境負荷の低減を図ります。また、多面的機能について、環境への負荷低減を図りつつ、適切かつ十分に発揮します。

具体的には、GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン」の策定、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じた環境負荷低減の取組、バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進します。また、多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制強化により、農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進します。

⑤ 農村の振興

農村人口の減少下においても、地域社会が維持され、農村の有する食料供給機能及び多面的機能が発揮されるよう、農業生産基盤の整備・保全や共同活動の促進、農村と関わりを持つ者の増加に資する所得向上や雇用創出を図る経済面の取組、生活利便性を確保する生活面の取組等を推進します。

具体的には、総合的な農村振興のため、「地方みらい共創戦略」を策定し、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等によ

り、関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出します。

農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出するとともに、移動手段の確保等、生活インフラ等の確保に取り組みます。

また、きめ細やかな中山間地域等の振興のため、農村RMOの立上げ等による集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を活かした農業で稼ぐための取組を支援します。

⑥ 国民理解の醸成

食料の持続的な供給を確保するためには、消費者、国民が、生産などの実態を理解し、日々の購買行動によって、支えることが重要です。食育の推進、食文化の保護・継承等を通じて、食料・農業・農村に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげます。

⑦ 自然災害への対応

東日本大震災、令和6年能登半島地震や豪雨災害からの復旧・復興等に向けた取組を引き続き推進します。また、自然災害が激甚化・頻発化する中、自然災害への備えとして、初動対応の迅速化を含む災害対応の体制強化や、防災・減災対策等に取り組みます。

また、これらの施策を総合的かつ計画的に推進するため、食料システム全体の生産性向上に向けたDXの推進、デジタル化による行政手続の効率化や食料システムの関係者間の連携、地方公共団体や団体等の幅広い関係者の参画と関係府省庁の連携による施策の推進等を位置付けています。

4. おわりに

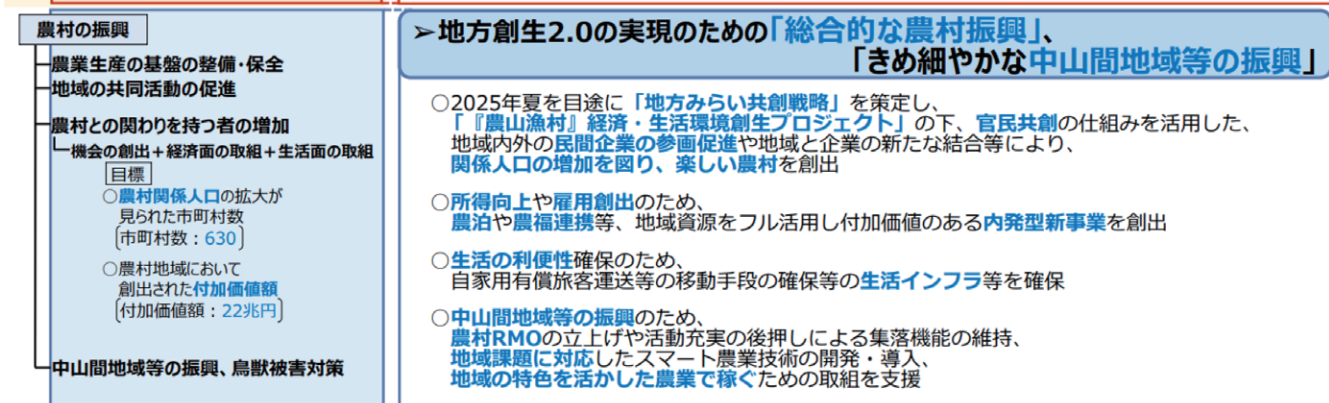
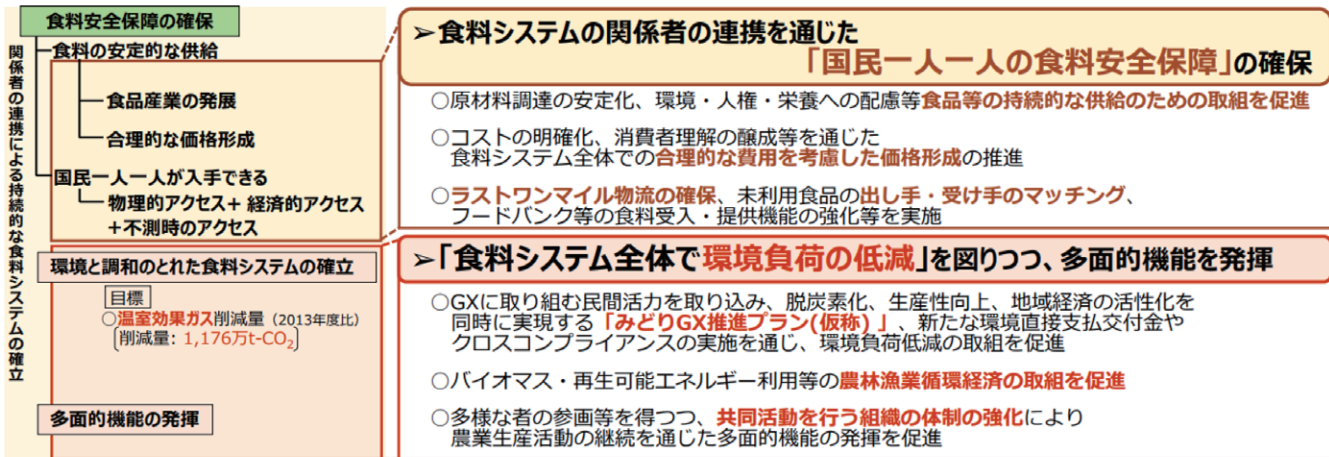
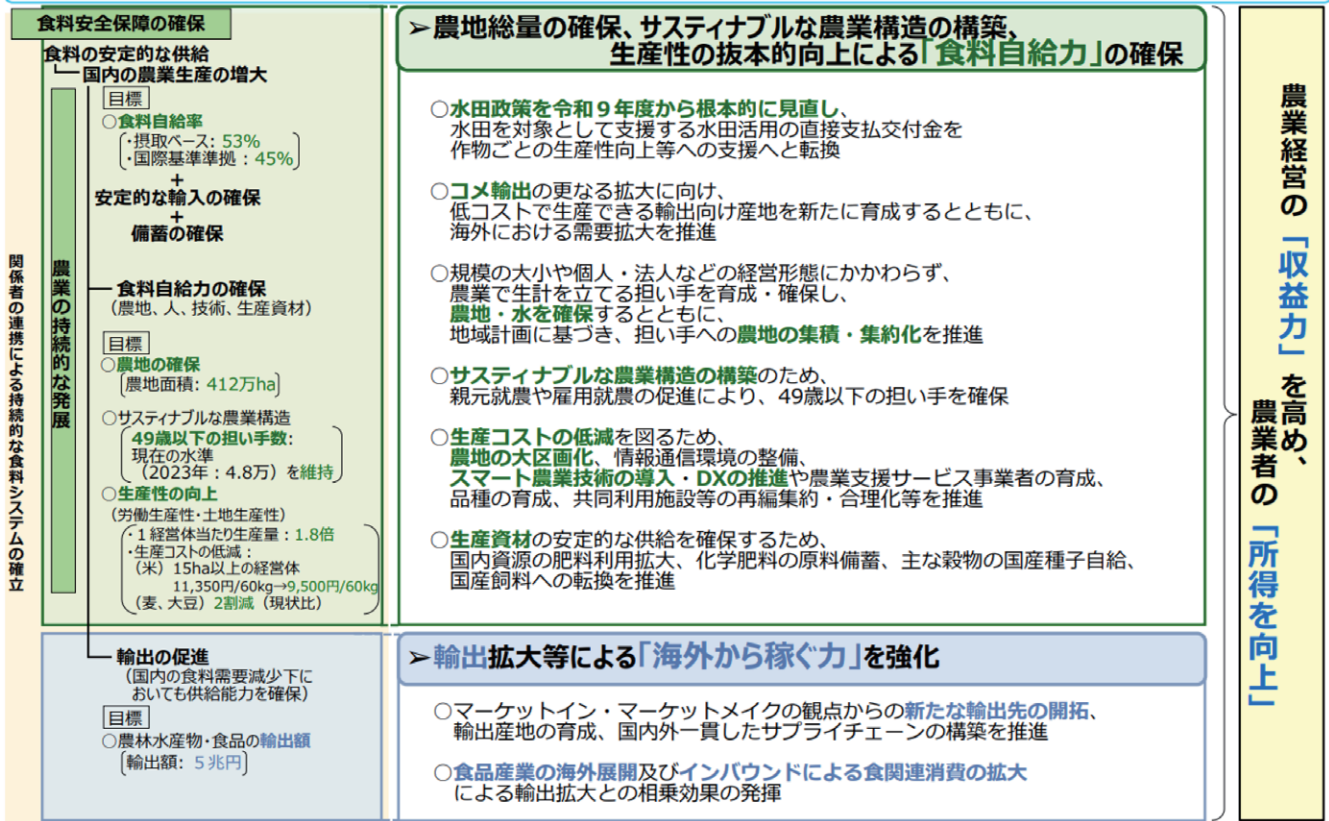
この新たな基本計画を実行し、食料・農業・農村の未来を築くためには、生産者、食品事業者、消費者の皆様など食料システムの関係者・関係団体間の相互理解と連携・協働が重要です。引き続き皆様の御理解とお力添えを賜りますよう、お願いいたします。

新たな基本計画の本文等は以下のQRコードから御覧いただけます。



資料3 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

○従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
○改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。



国民理解の醸成 ○農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進

信用基金の動き



運営委員会を開催し、令和7年度計画、第5期中期計画の変更及び業務方法書の変更について審議。



農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更について主務大臣が認可。第5期中期計画の変更について主務大臣が認可。



令和7年度計画について主務大臣に届出。

人事異動

令和7年3月30日付

退職

参事

西村 光人

[水産庁漁政部漁政課付へ]

令和7年3月31日付

退職

林業信用保証管理部長

鈴木 綾子

[林野庁森林整備部研究指導課放射性物質影響評価官へ]

令和7年4月1日付

総括調整役

山田 裕典

[林野庁国有林野部管理課長兼林野庁林政部付より]

参事

佐藤 茂

[水産庁漁港漁場整備部計画課課長補佐（総括班担当）より]

林業信用保証管理部長

宮崎 裕之

[林野庁森林整備部整備課森林資源循環施業推進官より]

風が心地よく、新緑が映える過ごしやすい季節となりました。
皆様、ゴールデンウィークはいかがお過ごしになられたでしょうか。ご自宅でゆっくりされた方もいらっしゃるれば、遠出をされた方もいらっしゃるかと思います。

私は、最近、小さいカメラを購入しました。以前は自身の肌で感じる方が感動は大きいと思い、写真はさほど興味がありませんでしたが、実際に写真を撮り、後で見返すとその当時の空気感や思い出を鮮明に思い浮かべることができる気がしました。

記憶はいずれ薄れますが、写真に残すことで、その時の友人の仕草や言葉を思い出します。「彼女はよくこうやって笑っていたな、お互いこんな話をして笑い合っていたな・・・」等々、いつでもその当時に戻れるような気持ちになりました。

自分は食べるのが好きなので、今後、旅行に行く際にはカメラを活用し、各地の美味しい食べ物やスイーツの写真をたくさん撮り、いつでも美味しい味を思い出せるようにしたいと思います。

基金Nowでは各都道府県の魅力的な食や場所を紹介しておりますので、ぜひ皆様にもご覧いただき、足を運ぶきっかけになれば嬉しく思います。

最後になりますが、季節の変わり目ですので、皆様におかれましては体調を崩さないよう、ご自愛ください。

これからも基金Nowをどうぞよろしくお願いいたします。

(広報誌編集担当 U)

編集後記

獨立行政法人 農林漁業信用基金
Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations